

さ情審査答申第81号  
平成24年2月6日

さいたま市教育委員会  
委員長 大谷幸男様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 池上純一

### 答 申 書

平成23年3月28日付けで貴職から受けた、「教員採用試験の一次試験の集団面接の点数及び論文の点数と答案（採点済みのもの）」（以下「本件対象個人情報」という。）の一部開示決定に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成23年1月6日付け教学教職第3178号によりさいたま市教育委員会教育長（以下、「実施機関」という。）が行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

「開示しない理由」にある「次年度以降の試験における正確かつ公平な採点を困難にし、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」は、極めて一般的で抽象的な理由である。

条例第1条には、「この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の

保護を図り、もって公正で信頼される市政の発展に寄与することを目的とする。」と述べられており、上記のような一般的な理由のみで「不開示」決定が出されるとするならば、市民の情報開示請求権はなきに等しいものとなる。

当該個人情報が開示されることによって、どのような支障をきたすのか具体的、個別的かつ明白な説明でなければ「不開示」の根拠にならない。

埼玉県試験結果開示との整合性がない。

埼玉県の教員採用選考試験とさいたま市の教員採用選考試験でほぼ同じものがいくつか見られる。

例えば、「小・中学校教員等採用選考試験第2次試験小学校音楽」において「電動オルガンで弾く」と「無伴奏で歌う」では、「課題曲」がほぼ同様で「点数」も「25点満点」ずつである。

これについて、埼玉県の教員採用選考試験においては「点数」及び「評価の観点」は、すでに開示されている。そして、この開示において埼玉県教育委員会はなんら「当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」を表明していない。

逆に同様な試験において埼玉県で開示し、さいたま市で開示しないことは、このことを知りえた者と知りえない者との不公平感を与えることになる。

埼玉県もさいたま市も「個人面接」も含めて同趣旨に基づき採用選考試験は行われているのであって個人情報開示についても整合性のある同様の対応がなされるべきである。

#### 他県の動向

近年、全国的に情報公開・開示が進んでいる。教員採用試験の結果については基本的にすべて開示しているのが愛知県であり、答案については、高知県で開示されている。さらに愛知県ではなんら問題なくこの数年開示しており、1,000人余りの受験者が個人情報開示を請求している実態がある。そして、この開示を通して多くの受験生が自分の努力すべき課題を理解し、努力する方向性を自覚し始めている。さらに、ここ数年その開示は全国的な広がりを示しており本市においても、他県の動向と足並みを揃えるべきである。

採用選考試験受験者の開示請求権に背くものである。

審査請求人が「選考結果」の開示を求めたのは、本市教員としてサポート臨時教員補助員（特別選考の対象者）として繰り返し任用されながら自分の課題がどこにあり、点数がどこでとれていないか、参考にした

かったからである。どうしても納得のいく情報を求め、実際の自分の答案用紙がどのように採点されたのかを知りたいと思ったのである。

しかし、こうした思いで行った開示請求に対して、さいたま市は上記したように「不開示」とした。その処分は本市教員採用試験の「選考結果」に関する個人情報を正確に知りたいという受験者の開示請求権に背くものであり、また、その個人情報によって、自己研鑽を積み、本市の学校教育に寄与できる教員になりたいと思っている受験者の願いに背くものである。

以上の理由により、本件審査請求に係る個人情報の開示を求める。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 本市は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第58条に基づき、教員採用試験を実施している。本件は第1次試験で実施した面接試験及び論文試験について開示請求があったため、本件請求者に係る「平成23年度さいたま市立小・中学校等教員採用選考試験第1次試験面接試験採点票(3枚)」（以下「採点票」という。）及び「平成23年度さいたま市立小・中学校等教員採用選考試験第1次選考論文試験答案(2枚)」（以下「論文答案」という。）を本件対象個人情報として特定し、一部開示決定を行なったものである。
- 2 不開示情報について  
採点票の「採点記入者氏名」については、面接員に限らず試験員を匿名にして採用試験を実施しているものであるが、それは次年度以降の採用試験において、同一の試験員となる可能性があるからであり、その場合、受験者の採点に影響を及ぼす可能性があると考ええる。  
採点票の「総合所見」及び採点の「着眼点」については、開示した場合、開示請求をした一部の受験者のみに情報を提供することになるものである。  
論文答案の「配点」については、不開示としている採点基準の着眼点と重みづけについて類推することができる可能性があると考ええる。  
したがって、次年度以降の正確かつ公平な採点を困難にし、当該事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあると考えているため、条例第14条第3号及び第5号アに該当する不開示情報としたものである。
- 3 「埼玉県の試験開示結果との整合性がない」との審査請求人の主張について、本市では個人情報開示請求を条例に基づいて運用しているため、埼玉県や他県の決定とも異なることもあり得ると考える。また、本市は、単

独で採用試験を実施しており、埼玉県で開示し、本市で開示しないことは、知りえた者と知りえない者に不公平感を与えることにはならない。

- 4 「受験者の開示請求権に背くものである」との審査請求人の主張について、本市では採用試験の第1次試験及び第2次試験の成績を、希望する受験者本人に、「教員採用選考試験の個人別成績に係る開示請求に関する要綱」(平成23年7月1日施行)に基づき開示(簡易開示)している。また、その他の採用選考試験に関する情報開示についても、条例に基づき適正に行っている。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象行政情報について

本件対象個人情報とは、平成23年度さいたま市立小・中学校等教員採用選考試験第1次試験における審査請求人に係る集団面接の点数並びに論文試験(臨任教員勤務実績特別選考)の点数及び採点済みの論文の答案である。

審査請求人の平成22年12月24日付け個人情報開示請求に対し、実施機関(本件処分の処分庁)は、審査請求人本人の採点票3枚と論文答案2枚を本件対象個人情報として特定したものである。

実施機関においては、前掲の要綱に基づき、試験の受験者本人の成績一覧により本人に当該個人情報を開示する制度(以下「簡易開示」という。)が存在するところ、審査請求人本人に確認した結果、本人に係る採点済みの原本により点数を知りたいとの意思に基づき採点票及び論文答案の一部を開示したものである。

なお、審査請求人は、平成23年6月14日付け当審査会会長あて意見書により「さいたま市立小・中学校等教員採用選考試験実施要項」の「12選考方針、各試験項目の配点」における自己の点数を知りたいだけであるとしているが、上記「簡易開示」の方法によれば、面接試験、論文試験及び合計点のそれぞれの配点ごとの成績(点数)を比較的容易に知り得ること、また、審査請求人が求めている本人に係る採点済みの原本が採点票及び論文答案のほか存在するかどうかについては、実施機関の説明がなかったことを述べておく。

##### 2 本件処分の妥当性について

###### 採点票について

ア 採点票に係る本件処分について、審査請求人は、開示しない部分についての理由が極めて一般的、抽象的であり、「次年度以降の試験における正確かつ公平な採点を困難にし、当該事務の適正な遂行に支障を

及ぼすおそれがある」ことについての具体的、個別的かつ明白な説明がなく、したがって、不開示の根拠にはならないと主張している。

一方、実施機関は、採点票の「総合所見」や「着眼点」を開示した場合、開示請求をした一部の受験者にのみ情報を提供することとなることから、次年度以降の正確かつ公平な採点を困難にし、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

採点票の不開示部分（「採点記入者氏名」を除く。以下同じ。）の開示がもたらす利益と不開示による利益とを適正に比較衡量し、検討した場合、開示することにより本人に係る採点済み原本に対する自己情報開示請求が増加し、その結果、採点に係る結果や方法等についての実施機関に対する受験者等からの個別的な質問、苦情、要望等が今よりも更に増加し、それらに対応する実施機関の事務が増加するばかりでなく、このことによって、氏名は開示されていないが試験員（採点者）の心理的負担が増大することが予想され、試験の採点に影響を及ぼすことが十分考えられる。

また、「着眼点」に伴う採点基準が推定されることによって受験技術が発達し、傾向と対策を基本とした型どおりの面接試験に陥るおそれがあり、受験者のありのままの考え等を引き出す試験のねらいが達成できなくなることが予想される。

このことは、人間性を多面的に捉え、教員としての資質、能力等を適正に評価するという採点方針の実現が困難になるおそれが生じること、特に、臨任教員勤務実績特別選考に係る受験者については、今までの勤務経験等を踏まえた考えや教育への情熱、姿勢等を引き出して評価するという面接試験のねらいを達成する上では、大きなマイナスとなることなど「当該事務事業の適正な遂行を困難にするおそれがある」と危惧される。

イ 条例第12条においては、自己に関する個人情報の開示請求権を法的権利として保障している。この開示請求権の保障は、個人が実施機関の保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要なものであることから、条例第14条各号に制限列举されている不開示情報を除いて、実施機関に開示義務を課している。これらの不開示情報の一つとして、同条第3号に個人評価情報を規定している。本件処分で問題となっている情報は、正に個人評価情報であり、個人の「選考」に関する事務事業に係る情報である。

採点票に係る本件処分が妥当であるか否かの判断は、当該「選考」に関する事務事業の適正な遂行を困難にするおそれがあるかどうかの

判断に他ならない。

ここでいう「選考」とは、個人の知識、能力、資質、経歴、功績等について、専門的見地又は一定の基準に基づいて審査や試験を行い、その結果から特定の職業、地位等に就く適任者や表彰授賞者等の選定を行うことをいうものである。

ウ 採点票の不開示部分を開示することによる利益として、採点及び合否の判定の過程を透明化し、受験者を含む関係者からの健全な批判、批評等を通じて選考の適正の確保に資するという効果が期待できることが考えられる。

しかしながら、一方において、前記アで述べたとおり採点票の不開示部分を開示することによる現実的、具体的な不利益が生じることが予想される。このような利益、不利益を比較衡量した場合、実施機関の本件処分時における判断は不当とはいえず、容認できるところである。

したがって、採点票に係る本件処分は、維持されるべきであると考ええる。

なお、採点票の「採点記入者氏名」については、本件開示請求の対象外であり、かつ、本件審査請求の対象外でもあると認められることから、当審査会の判断の範囲外の事項である。

論文答案について

論文答案に係る本件処分について、審査請求人の主張は、採点票についてのそれとほぼ同様であり、一方、実施機関の不開示理由の説明は、論文答案の配点について、これを開示した場合、不開示としている採点基準の着眼点と重みづけを類推することができる可能性があるとし、そのことが「次年度以降の試験における正確かつ公平な採点を困難にし、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と主張している。

論文答案において採点されている点数は、総合点と四つの評価項目に即した点数である。実施機関が主張するところの四つの評価項目に即した点数を開示すれば、採点基準の着眼点と重みづけを類推することが可能であるとの主張は認められる。

それゆえ、論文答案に係る本件処分についても、前述の採点票に係る本件処分におけるものと同様の事務事業の適正な遂行に及ぼす支障がより現実的、具体的に存在すると認めるのが相当である。

したがって、この点についての実施機関の本件処分時における判断は、容認できるし、維持されるべきである。

条例第14条第5号アの規定の適用について

実施機関は、本件処分に係る不開示理由について、条例第14条第5号アの規定を適用している。

本件選考試験に係る事務事業も条例第14条第5号に規定する事務事業の一つと考えられるため、本件処分に係る不開示理由について、同条第3号に規定する個人評価情報に当たるときは、同条第5号アの事務事業執行情報にも該当するものと解される。

したがって、この点については、更なる言及はしない。

審査請求人のその余の主張については、本件処分の妥当性の有無の判断に直接関係するものでなく、また、以上の当審査会の判断に影響を及ぼすものではないので、言及しない。

また、実施機関に対する要望等については、当審査会の審査の権限外の事項であり、判断しない。

- 3 当審査会は、本件処分に對する審査に当たって、次のとおり指摘事項が認められたので、付記するものである。

本件自己情報開示請求に関し、実施機関と開示請求者との間で調整した対象個人情報の特定について当該開示請求書に正確に記載されていない。今後、このようなことのないよう補正等所要の措置を講じ、対応することが必要である。

本件審査請求書について、記載事項に明白な誤りが散見されるところ、これを補正しないままでその後の手続きを進めている。今後、このようなことのないようと同様の措置を講ずることが必要である。

実施機関の説明によれば、市が行う教員採用選考試験について、当該事務事業における採点及び合否の判定過程をより透明化し、試験の一層の適正化を図る観点から必要な見直しを行っており、現在、すでに採点票を改定し、新様式により請求に応じて開示しているほか、教員採用選考試験における「選考方針」をホームページにおいて事前公表するなどの措置を講じているとのことである。

これらのことは、実施機関と受験者との間の信頼性の確保と本市の自己情報開示制度の推進にも資するものと考えられ、期待するものである。

- 4 以上の次第であるから、当審査会は、本件審査請求に理由がないので、前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

	平成23年 3月28日	諮問の受理
	同 年 4月21日	審議
	同 年 4月27日	実施機関から理由説明書を受理
	同 年 6月15日	審査請求人から意見書を受理
	同 年 10月20日	審議
	同 年 11月17日	審査請求人からの意見聴取及び審議
	同 年 12月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
	平成24年 1月19日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)